

意見書

令和元年7月24日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

105-0001

東京都港区虎ノ門1-21-19 東急虎ノ門ビル  
一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会  
会長 近藤 邦昭

連絡先

事務局

電話 050-6875-3990

電子メールアドレス sec@jusa.jp

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、令和元年7月2日付けで公告された接続約款の変更案等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	当協会の意見
全般	<p>固定電話の契約数やトラフィックは横ばいあるいは減少の傾向にありますが、電話サービスや音声系サービスは一般企業やコールセンターなどを中心に一定の強いニーズがあり、今後も日本のみならず世界の経済社会活動全般にとってなくてはならないものであり続けます。通信ネットワークがIP網や光ファイバに移行していく中において、電話サービスの提供に必要となる相互接続や事業者間調整がより円滑に行われることが重要です。また中小事業者や新規参入者が、音声系サービスへの事業参入・展開が容易になるよう、引き続き公正な競争環境を確保していただく必要があると考えております。</p>
加入光ファイバに係る接続料改定等	<p>ネットワークのIP化、サービスの多様化・高度化が進展する中で、加入光ファイバは今後の電話サービスの基盤になります。光ファイバの利用にあたっては、ファイバ区間以外も含め、中小および新規参入の接続事業者にとっては大きな設備投資や運用を伴うものであることから、光ファイバの利活用をより推進するために、今後も加入光ファイバの利用料が低廉化され、さらに料金以外の提供条件等についても接続事業者が利用しやすい制度となっていくことを望みます。また、光コラボレーション(卸サービス)はFTTHサービス市場において主要な利用形態となっていることから、加入光ファイバ等の接続と同様に、より公平で、透明性の高い仕組みとしていただき、中小事業者や新規参入者による音声系サービスの展開が容易となるように議論されることを希望いたします。</p>
NGNに係る接続料改定等	<p>IPネットワークの特性を活かし、効率的かつ支障なく利用される環境は、日本の通信サービスの発展に不可欠な要素です。特にNGN上のQoSは、電話(通話)だけでなく様々な通信において活用できるものであり、利用が広がっていくことも期待されます。今後も一層NGNが利用しやすいものとなっていくために、事業者向け接続情報の公表や約款への記載等、NGNへの接続が円滑に行われるよう議論や必要な取り組みをしていただくことを希望します。また、QoSの利用にあたって、光コラボレーションとの組み合わせが現実的に必須である現状において、光コラボレーション(卸)とQoSが一体的に、円滑に利用できるよう、議論・検討いただきたいと思います。</p>

